

○ 預金保険法第六十条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融機関を定める件（平成十一年金融再生委員会告示第六号）

改 正 案	現 行
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十条第一項（同法第二百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融機関を次のとおり定める。 一〽三（略）	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融機関を次のとおり定める。 一〽三（略）